



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年10月26日

長野県知事 村井 仁

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達をする役務

長野県景観育成デザインマニュアル作成業務

#### (2) 役務の特質

景観育成事例や景観育成手法等を紹介したデザインマニュアルの作成

#### (3) 履行期間

平成18年11月13日から平成19年2月28日まで

#### (4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

#### (2) 建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日付け60監第288号）に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

#### (3) 長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格を有する者のうち、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による建設コンサルタントの登録（都市計画及び地方計画部門に限る。）を受けている者であること。

#### (4) 主任技術者として、技術士（都市計画及び地方計画に限る。）又はシビルコンサルティングマネージャー（都市計画及び地方計画に限る。）の資格を有する技術者を配置できる者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画局土地・景観チーム

電話番号 026（235）7348（直通）

### 4 入札手続等

#### (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年11月10日 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎402号会議室

#### (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は受け付けません。

#### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年11月2日（木）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

#### (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

#### (8) 契約書作成の要否

必要とします。

#### (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

### 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

土地・景観チーム

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年10月26日

長野県知事 村井 仁

### 1 入札に付する事項

#### (1) 借入をする物品等及び数量

行政情報ネットワーク用DNSサーバ 2台

ウィルスパトーンファイル配布サーバ 3台

管理用パソコン 2台

#### (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

#### (3) 借入期間

平成19年1月1日から平成19年3月31日まで

#### (4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

#### (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4 第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部情報政策チーム  
電話 026(235)7071

## 4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成18年11月6日(月) 午後1時から
- (2) 場所 長野県庁 西庁舎パソコン実習室

## 5 入札手続等

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成18年11月13日(月) 午後5時  
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部情報政策チーム（必着）

## (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年11月14日(火) 午前10時から  
イ 場所 長野県庁 西庁舎パソコン実習室

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

必要とします。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

## 6 その他

詳細は、入札説明書によります。

情報政策チーム

## 公告

諏訪郡原村における県営原村西部地区第2換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成18年10月26日

長野県知事 村井仁

## 1 縦覧に供する書類

県営原村西部地区第2換地計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成18年10月27日から11月27日まで

## 3 縦覧の場所

諏訪郡原村役場

水と土・郷づくりチーム

## 公告

平成18年10月18日、佐久平土地改良区の定款変更を認可しました。

平成18年10月26日

長野県知事 村井仁

水と土・郷づくりチーム

## 公告

平成18年10月18日、長野県長野平土地改良区の定款変更を認可しました。

平成18年10月26日

長野県知事 村井仁

水と土・郷づくりチーム

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年10月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
箕輪ファッションモール  
箕輪町大字三日町字曾根田891ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所  
株式会社しまむら  
埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称（氏名）及び住所  
株式会社しまむら  
埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成19年6月11日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,044平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 

(1) 駐車場の収容台数	130台
(2) 駐輪場の収容台数	40台
(3) 荷さばき施設の面積	169平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量	41立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社しまむら	午前10時	午後8時
株式会社アベイル	午前10時	午後9時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後9時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 6か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 8 届出年月日  
平成18年10月10日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業政策チーム又は上伊那地方事務所産業労働チーム
- 10 縦覧の期間  
平成18年10月26日から平成19年2月26日まで
- 11 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日

付け12産振第137号）様式第8号による。

**12 意見書の提出先**

長野県商工部産業政策チーム又は上伊那地方事務所産業労働チーム

**産業政策チーム**

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年10月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
塩尻商業施設  
塩尻市大字広丘高出字西村1783-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所  
京王重機整備株式会社  
東京都渋谷区笹塚1-47-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称（氏名）及び住所  
株式会社エイデン  
名古屋市中村区名駅4-22-21
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成19年6月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,601平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 

(1) 駐車場の収容台数	187台
(2) 駐輪場の収容台数	30台
(3) 荷さばき施設の面積	42平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量	41立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後9時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 

番号	利用可能時間帯
1	午前9時30分から午前2時30分まで
2	24時間
3	午前9時30分から午後9時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 6か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前9時から午後5時まで

- 8 届出年月日  
平成18年10月13日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業政策チーム又は松本地方事務所産業労働チーム
- 10 縦覧の期間  
平成18年10月26日から平成19年2月26日まで
- 11 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12座振第137号）様式第8号による。
- 12 意見書の提出先  
長野県商工部産業政策チーム又は松本地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年10月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

山谷運輸ビル

諏訪市大字中洲字境通2962ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所  
山谷運輸株式会社  
諏訪市大字中洲2962
- 3 记載しようとする事項  
大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
1,201m <sup>2</sup>	3,132m <sup>2</sup>

駐車場の位置及び収容台数

変更前	変更後
269台	264台

- 4 记載する年月日  
平成19年6月17日
- 5 届出年月日  
平成18年10月16日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業政策チーム又は長野県諏訪地方事務所産業労働チーム
- 7 縦覧の期間  
平成18年10月26日から平成19年2月26日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12座振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業政策チーム又は長野県諏訪地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年10月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマN E W松本店

松本市高宮東221-1ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

株式会社コジマ

栃木県宇都宮市星が丘2-1-8

第一観光株式会社

松本市埋橋1-8-7

## 3 変更しようとする事項

小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社コジマ	午前10時	午後10時	午前10時 (年間6日 午前7時)	午後10時
株式会社バンダレコード	午前10時	午前0時	午前10時	午前0時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

番号	変更前	変更後
1	午前9時30分～午前0時30分	午前9時30分～午前0時30分 (年間6日 午前6時～午前0時30分)
2		
3	午前9時30分～午後9時	午前9時30分～午後9時 (年間6日 午前6時～午後9時)

## 4 変更する年月日

平成18年10月28日

## 5 届出年月日

平成18年10月16日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県松本地方事務所産業労働チーム

## 7 縦覧の期間

平成18年10月26日から平成19年2月26日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県松本地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

## 公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定による講習会を次のとおり開催する旨通知がありました。

平成18年10月26日

長野県知事 村井 仁

## 1 講習会を開催する指定講習機関

長野県家畜商業協同組合

## 2 開催日時

平成18年11月29日（木）から11月30日（金）

午前9時から午後5時まで

## 3 開催場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁 西庁舎302号室

## 4 講習科目及び時間

(1) 家畜の取引に関する法令について 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴について 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病について 6時間

## 5 受講申込手続

## (1) 提出書類

受講申込書（写真欄に写真を貼ってください。）（別記様式）

## (2) 家畜商講習手数料

家畜商講習手数料（テキスト代及び受講料）7,000円は、講習会初日に会場受付で納付してください。

## (3) 受付期間

平成18年11月1日（水）から11月25日（金）まで。（郵送による場合は、平成18年11月25日の消印のあるものに限ります。）

## (4) 受付場所

長野市大字南長野字幅下692-2（〒380-8570）

長野県庁東庁舎内

長野県家畜商業協同組合事務局

## (5) 申込方法

受講申込書の所定欄に記入の上持参されるか、又は80円切手を貼った受講票送付先明記の封筒（定型）を同封して郵送してください。

## 6 修了証明書の交付

講習会の全課程を修了した者に対し修了証明書を交付します。

## 7 その他

この講習会については、長野県家畜商商業協同組合事務局（電話・FAX 026-232-5339）にお問い合わせください。

(別記様式)

家畜商講習会受講申込書

平成 年 月 日

長野県知事指定講習機関

長野県家畜商商業協同組合長 殿

住 所

氏 名

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定による講習会を受講したいので申し込みます。

(写 真 欄)

- 申込み前6月以内に撮影したもの
- 帽子をとって正面から写したもので本人と確認できるもの
- 縦6センチメートル横5センチメートル程度のもの

農業生産振興チーム

公告

長野県埴科郡土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。

平成18年10月26日

長野県長野地方事務所長 堀 内 清 司

監 事

退 任

氏 名 住 所

滝 泉 滉 夫 千曲市大字磯部1376番地1

水と土・郷づくりチーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年10月26日

長野県大町建設事務所長 仁 科 光 晴

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

ア 物品

A重油 (JIS規格1種2号)

イ 数量 (予定数量)

別表のとおり

(2) 納入期限

契約締結日の翌日から平成19年3月31日までの間で別に定める日

(3) 納入場所

別表のとおり

(4) 入札方法

納入場所ごとに1リットル当たりの売買単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分が一の納入場所における調達物品ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

大町市大町1058-2

長野県大町建設事務所 総務チーム

電話 0261-23-6530

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 大町市大町1058-2

長野県大町合同庁舎 401・402号会議室

(3) 郵送入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を平成18年11月9日（木）午後2時までに上記3の場所に提出してください。この場合に、必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

(別表)

調達物 品名	数 量 (予定 数量) (リットル)	納 入 場 所	入札及び開札 の日時	等級 区分
A重油	160,000	国道148号 小谷村 雨中無散水消雪ボ イラー施設	平成18年11月10日 午後2時	A以上
A重油	120,000	国道148号 小谷村 月岡無散水消雪ボ イラー施設	平成18年11月10日 午後2時30分	A以上
A重油	95,000	国道148号 大町市 木崎無散水消雪ボ イラー施設	平成18年11月10日 午後3時	B以上

道路チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年10月26日

長野県松本建設事務所長 吉 池 茂 昭

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダムの電気設備点検業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成19年3月9日まで

(4) 履行場所

東筑摩郡筑北村富蔵 小仁熊ダム

東筑摩郡麻績村北山 北山ダム

松本市中川 水上ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入

札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去5年以内に同種の設備の設置又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字島立1020

長野県松本建設事務所 総務チーム

電話 0263 (40) 1961

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年11月14日（火） 午後1時

イ 場所 長野県松本合同庁舎 501号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年11月6日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川チーム